

「(仮称) 犯罪被害者等支援条例」骨子案

1 条例制定の趣旨

- 誰もが犯罪等の被害により、犯罪被害者となり得る状況にある中、本県では、岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成19年4月施行。以下「安全安心まちづくり条例」という。)や、岩手県犯罪被害者等支援指針(平成20年12月策定)で示した支援の基本的な考え方や施策の方向性と総合的な体系に基づき、市町村、関係機関等と連携して安全で安心なまちづくりや犯罪被害者等の支援に取り組んできたところである。
- 犯罪被害者等支援に当たっては、国、県、市町村のほか、医療機関や民間支援団体(いわて被害者支援センター)等多様な主体が協力して取り組むことが重要であるが、現状は、必ずしも各主体の連携協力が十分でなく、必要な支援が行き届きにくい状況にある。
- また、インターネット等による誹謗中傷等の二次被害への対応や中長期的な支援など、犯罪被害者等に対する更なる支援の充実が求められている。
- 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 条例制定の背景・必要性

(1) 背景

ア 本県における犯罪被害の状況

本県における過去10年間の刑法犯認知総数は減少傾向にあるが、殺人、強盗や不同意性交等の凶悪犯罪は毎年一定数発生しており、また、ストーカー行為や配偶者暴力などの認知数については、高止まりの状況にある。

イ 誹謗中傷等の二次被害への対応

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る周囲の理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等により行われる誹謗中傷等のいわゆる二次被害が社会問題となっており、県内においても二次被害の相談は近年増加傾向にある。

ウ 支援に係る体制構築・連携強化

市町村や民間支援団体が犯罪被害者等支援における重要な主体であることを踏まえ、県が更なる支援を行うことが必要であり、また、犯罪被害者等が必要とする支援を行うため、有識者等の意見を施策に反映する仕組み、定期的な見直しを行う仕組みの構築が必要である。

(2) 対応の方向性

ア 犯罪被害者等支援に係る計画の策定

犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受けることができる体制を整備するため、犯罪被害者等支援に関わる各主体の役割や施策の方向性、具体的な支援施策を1つの計画にまとめ、各主体が一体となって施策を推進する。

なお、計画に位置付けた施策は、毎年度進捗管理及び評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

イ 審議会の設置

犯罪被害者等支援に係る計画の策定や必要な支援施策について、専門的な見地から調査審議を行う附属機関として、関係機関・団体、有識者及び犯罪被害者等支援に関係する者により構成する審議会を設置する。

(3) 条例制定の必要性

犯罪被害者等支援に関わる各主体の役割及び具体的な支援施策を盛り込んだ新たな計画を策定するとともに、当該計画策定や支援施策の調査審議を行う審議会を設置することにより、計画的かつ継続的に犯罪被害者等支援を推進するため、この条例を制定するものである。

なお、既存の安全安心まちづくり条例においても、犯罪被害者等に対する支援の規定を置いているが、安全安心まちづくり条例は、自らの安全は自ら守るという「自助」や、互いに守り合い支え合うという「共助」を基本とし、これらが「公助」に優先するものとしている。

県民の誰もが犯罪被害者となり得る状況にあつて、犯罪被害者等支援は、県等が率先して施策を講ずる「公助」が基本となるものであり、安全安心まちづくり条例とは目的や基本的な理念が異なることから、新たに条例を制定するものである。

3 条例骨子案

(1) 目的	犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利保護を図る。
(2) 基本理念	<ul style="list-style-type: none">犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するという認識の下に行われること。犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害（二次被害を含む。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われること。犯罪被害者等支援は、公助を基本とし、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者が相互に連携を図りながら協力して行うこと。
(3) 県の責務	犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な策定及び実施、二次被害を受けた犯罪被害者等への支援など、県の責務について定める。
(4) 県民の役割	犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解、二次被害を生じさせないための配慮、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策への協力など、県民の役割について定める。
(5) 犯罪被害者等支援に関する計画	犯罪被害者等支援に関する施策を計画的に推進するための犯罪被害者等支援に関する計画の策定及び変更並びに公表について定める。
(6) 市町村に対する支援	市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策について、情報の提供、助言、研修の実施等必要な支援を行うことについて定める。
(7) 民間支援団体に対する支援	民間支援団体の犯罪被害者等支援に関する活動について、情報の提供、助言等必要な支援を行うことについて定める。
(8) 財政上の措置	犯罪被害者等支援に関する施策の推進に必要な財政上の措置について定める。
(9) 審議会の設置	犯罪被害者等支援における施策の効果的かつ円滑な実施を図るため、県、関係機関、犯罪被害者等支援に関係する者により組織される審議会の設置並びにその組織及び運営について定める。

注1 「犯罪被害者等」とは、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

2 「二次被害」とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る周囲の理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等により行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。